

事業主の皆様へ

改正安衛法等に係る
厚生労働省の特設ページ

労働安全衛生法などの改正により、「**個人事業者等の安全衛生対策の推進**」や「**高年齢労働者の労働災害防止の推進**」など、新たな施策が順次施行されています。



労働安全衛生コンサルタント制度推進月間について

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会では、1974年6月15日に労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの第1回登録があったことから、6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。当会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、皆さまの職場における安全衛生の改善に向けて、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをぜひご活用下さい。

実施時期
推進月間 6月1日～6月30日
準備月間 4月1日～5月31日

後援

厚生労働省	一般社団法人 日本ボイラ協会
中央労働災害防止協会	一般社団法人 日本クレーン協会
建設業労働災害防止協会	公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	公益社団法人 産業安全技術協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	一般社団法人 仮設工業会
林業・木材製造業労働災害防止協会	公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
公益財団法人 安全衛生技術試験協会	公益社団法人 日本医師会
全国社会保険労務士会連合会	公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本技術士会	公益社団法人 日本作業環境測定協会
独立行政法人 労働者健康安全機構	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会	

実施者
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
本会および都道府県各支部
会員：労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント



ご不明な点は上記本部、または下記にご照会下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
〒514-0028 三重県津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階
一般社団法人 三重労働基準協会連合会 内
TEL 059-227-1051 FAX 059-227-1739
<https://consultant-mie.jp/index.html> から お問い合わせへ
「コンサルタント会三重支部」で検索できます。



高めよう 安全意識と健康意識 みんなで築こう 安心職場 活用しよう 労働安全・ 衛生コンサルタント

経営者・
安全衛生担当の
皆さまへ

労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント
を活用すると、こんな**メリット**があります。

- 1 社内では分からない
安全衛生上の問題を第三者の視点で明らかにします。
- 2 社内では得られない
安全衛生の専門的な指導を行います。
- 3 経営に役立つ
安全衛生管理情報を提供します。
- 4 機械のフェールセーフ化、化学物質の自律的管理など、
安全衛生上の専門的な技術指導を行います。
- 5 必要な時に必要な依頼を受け付け、
効果的な対応を実現します。

活用の詳細は2～3ページをご覧ください▶

こんな時、

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタントの活用を！

- 労働災害が発生したとき、再発防止対策をたてる時
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 安全衛生改善計画の届出をする時
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入する時
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行う時
- 機械設備や作業環境の改善を行う時
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要の時
- 安全衛生管理規程や作業手順を作成する時
- 安全衛生管理活動を活発にしようとする時
- 健康診断や作業環境測定に関して相談したい時

労働安全・衛生コンサルタントとは

「労働安全コンサルタント」と「労働衛生コンサルタント」は、いずれも労働安全衛生法に基づく高度な国家試験に合格し、資格登録を受けた**安全・衛生の専門家**です。

安全・衛生についての専門的な知識や技術、新たな情報を身に付けており、**事業場の安全衛生診断**を行い、**安全衛生改善計画の作成**をはじめ、**安全衛生指導**などを行うのが主な職務です。

さらに、その多くは、コンサルタントの資格の他、技術士や施工管理技士、医師、保健師、社会保険労務士、中小企業診断士などの資格も保有しており、企業の経営者や安全衛生担当者の皆さまの良きアドバイザーとなり、**幅広く問題解決をサポート**することができます。

ぜひ、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。



求められる第3者の視点

労働安全・衛生コンサルタントの活用事例

労働災害の発生という、安全衛生に起因する企業の経営リスクの要因の多くは社内にあります。それらは、古くからの慣習や、時代にそぐわない企業風土の中に潜んでいます。しかし、リスクの芽を摘む上で、社内の人材のみでの活動には限界があります。そこで問題解決の切り札となるのが、第3者の視点で問題点を洗い出し、その解決に向けて助言できるコンサルタントの活用です。

安全文化を新たに確立

大都市圏の公設市場で何百人も働く卸売会社では、フォークリフトの接触などで、物損を含め毎月10件以上の事故が発生していました。外国人労働者も増え、コミュニケーションも懸案でした。そういった状況の中で死亡災害が発生し、労働局から安全管理特別指導事業場に指定されました。

安全衛生改善計画の作成などのサポートをするため現場に入った労働安全コンサルタントのAさんが最初に感じたのは、「現場を支配する、仕事の効率を優先する一方、安全への配慮に欠けた空気」でした。スマートフォンを手にフォークリフトを運転する外国人も目にしました。そこで、フォークリフトの接近をライトで知らせる物理的な対策などをアドバイスしたほか、リスクアセスメントをはじめとする、安全対策の勉強会などを通じて現場の意識改革を支援しました。その結果、フォークリフト運転時のヘルメットの着用が浸透するなど、これまでなかった安全文化が現場に生まれ、3カ月間の無事故も記録しました。

グローバル化に対応

グローバル化を背景に、SDGsなどへの企業の対応が社会的に関心を集めるようになってきました。そういった環境変化の中で、欧米の企業を中心に、労働安全衛生対策のために第3者である専門家を活用する動きが広がっているようです。

労働安全コンサルタントのCさんは、データセンター建設の発注者が主導する安全パトロールに同行することになりました。そのデータセンターは、完成後は外資系企業が使うことになっています。「建設中に労働災害が発生した施設は使いたくない」と、外資系企業の多くは考えます。そこで、発注者としても労働災害防止に万全を期すため、施工者に管理を任せただけでなく、コンサルタントを活用したのです。そういった対応は今後、国内でも一般化していくでしょう。

管理体制を末端まで

企業の買収や合併が増える中、新会社やグループ企業における、統一した安全衛生管理体制の確立も課題です。

労働安全・衛生コンサルタントのBさんは、物流関係の会社から依頼され、現場の安全衛生診断に携わりました。本社が内部監査を行ったところ、本社で決めた安全衛生管理体制が、別会社だった現場にまで浸透していないことが分かったからです。経営が代わっても、現場は以前の企業体質のままでした。Bさんは、現場の設備や作業について細部にわたって調査し、改善点を報告しました。

健康経営を支援

最近の新卒者は、就職先の企業が夜遅くまで仕事をしていないか窓明かりをチェックするといいますが、人手不足を背景に企業の人材獲得競争が激化すると同時に、企業の安全衛生に対する姿勢に若者が厳しく目を向けるようになってきました。その指標の一つが国の「健康経営優良法人認定制度」です。2024年度、中小規模法人部門でも約1万9800社が認定されました。

労働衛生コンサルタントのDさんは、複数の企業を対象に、認定取得に向けて、健康診断率の向上や特定保健指導の実施、メンタルヘルス対策など衛生管理体制の構築をサポートしてきました。「男女の比率や高齢化率など各企業の実情を見ながら、人事・労務担当や健康保険組合など関係者の間に入って、第3者としてアドバイスできることがコンサルタント活用のメリット」だと話しています。